

## 中国輸出管理法・条例に基づく 両用品の統一輸出管理品目リストの公布について

CISTEC 事務局

中国輸出管理法とその下位規則の両用品輸出管理条例に基づく両用品の統一輸出管理品目リストが、商務部、工業情報化部、税関総局等の連名で、2024年11月15日に公表された。

同条例と同じく、12月1日より施行された。

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art\\_dd50e62027f84572b70904acdd2cf3f3.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_dd50e62027f84572b70904acdd2cf3f3.html)

■品目リストは、

- 基本的には今回は新規品目はなく、既規制品目を統一品目体系に再整理したもの。
- 今後の品目追加については、商務部報道官は次のように説明している。

**Q:** リストは管理範囲を調整したのか、また、中国は今後リストの品目数を増やすことを検討するののか。

**A:** 中国は、管理下にある既存のすべてのデュアルユース品目を体系的に統合し、完全なリストシステムを確立するためにリストを策定した。中国はデュアルユース品目のリストを作成する際、常に合理性、慎重さ、比例性の原則を堅持しており、現在管理下にあるデュアルユース品目は約700品目に過ぎず、主要国・地域と比べても著しく少ない。今後、中国は、国家の安全と利益を守り、核不拡散分野における国際的な義務を履行する必要性に基づき、広範な調査・

評価に基づき、産業、技術、貿易、安全保障等の要素を考慮しつつ、法に基づき、着実かつ秩序正しく品目のリストアップと調整を推進していく。

- ほぼEUリストの番号体系に準じて再整理している（アルファベットと数字からなる5桁のコード）。EUリストと比べて抜けもある。商務部報道官は、以下のように説明している。

同リストは、間もなく廃止される核、生物、化学、ミサイルなど多くの異なるレベルの法律文書に添付されている二重使用品目輸出管理リストの品目を引き継ぎ、成熟した国際的な経験と実務に基づき、10大産業分野と5種類の品目の区分に基づくシステムに体系的に統合し、輸出管理コードを統一的に割り当てて完全なリストシステムを形成し、同規則と一体となって実施される。

- 「カテゴリ0」で、中国独自規制品目として、「高圧水砲」、「民用反ドローン設備」、「宇宙防護服」等が規定されている。
- 単発で臨時品目として規制対象としていたガリウム・ゲルマニウム、アンチモン等の鉱物資源等や無人ヘリも、当該品目ごとの公告が全て廃止され、このリストに統合されている。

(例)

- ・「アンチモン関連品目」は、3C003 に規制。
- ・「超硬材料関連品目」については、「超硬材料」という名目ではなく、規制の中身の「キュービックアンビル高圧装置」や「キュービックアンビル高圧装置専用重要部品」といった個別品目が、2A901、2B901 に織り込まれている。

■今回の条例及び統一品目リスト公布に合わせて、従来の大量破壊兵器関連条例や個別のリストの公告は削除された。

■毎年12月末に改訂されていた既存の「両用品リスト」は廃止され、今後は今回の統一品目リストに即して、改定が行われていくと思われる。

※本記事は、2024年12月10日現在の情報に基づく。

以上